

サンドボックス制度を活用した実証実験までのプロセス

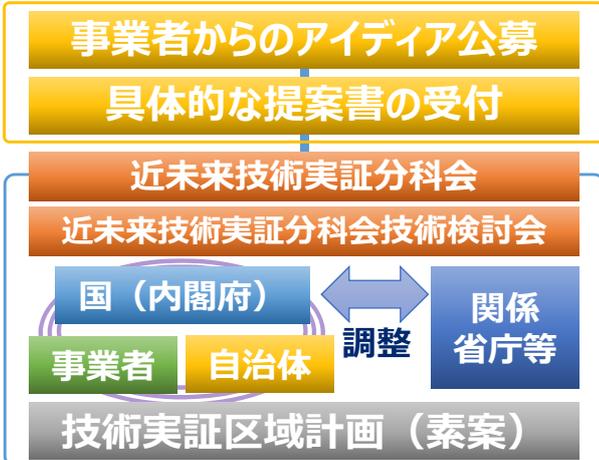
令和3年4月時点

事業者 **相談は幅広・前広に！**

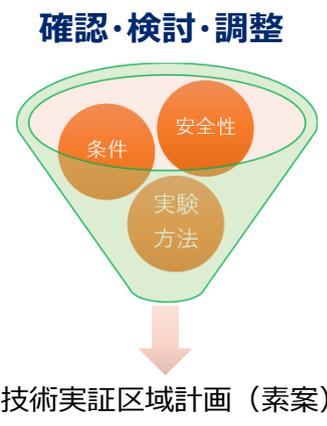
実証内容は自動車の自動運転、無人航空機、これらに関する電波利用など近未来技術に関連するもの



- 【提案書の記載事項】**
- ・実証事業者の氏名、住所
 - ・技術実証の目的、方法
 - ・技術実証に含まれる特例措置の活用を求める行為
 - ・技術実証を行う場所、期間、方法、使用機材の特定に必要な情報等
 - ・安全確保上、環境保全上、社会生活上の支障を生ずることなく技術実証を行うための措置
- 等



技術検討会は、分科会の下に設置され、実務担当レベルのメンバーで構成。左図で受け付けた提案書に基づく実証実験の実施に向けて調整を実施。技術実証区域計画（素案）を作成。



サンドボックス制度における特例

- ・自動車の自動運転に係る特例
道路運送車両法の特例
道路交通法の特例
- ・無人航空機に係る特例
航空法の特例
- ・電波利用に係る特例
電波法の特例



- 関係省庁等
- ・管轄地方運輸局長
 - ・所轄警察署長
 - ・国土交通大臣
 - ・総務大臣



関係行政機関の長

